塩酸レバミゾールを有効成分とする強制経口投与剤	牛（搾乳牛を除く。）	１日量として体重１kg当たり7.5mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前７日間
	豚	１日量として体重１kg当たり５mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前５日間
	鶏（産卵鶏を除く。）	１日量として体重１kg当たり30mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前９日間
レバミゾールを有効成分とする外皮塗布剤	牛（搾乳牛を除く。）	１日量として体重１kg当たり10mg以下の量を背に塗布すること。	食用に供するためにと殺する前18日間

注　１　「飼料添加剤」とは、飼料に添加し、混和し、又は浸潤して投与する動物用医薬品をいう。
２　「飲水添加剤」とは、飲水に添加し、又は混和して投与する動物用医薬品をいう。
３　「強制経口投与剤」とは、注射器、胃カテーテル等の器具を用いて強制的に投与する動物用医薬品をいう。
４　「薬浴剤」とは、容器内において淡水若しくは海水に添加し、又は混和して浸漬する方法により投与する動物用医薬品をいう。
５　「注射剤」とは、皮下、筋肉内、静脈内又は腹腔内に注入する方法により投与する動物用医薬品をいう。
６　「子宮・膣内投与剤」とは、子宮内若しくは膣内に注入し、又は挿入する方法により投与する動物用医薬品をいう。
７　「鼻腔内投与剤」とは、鼻腔内に噴霧し、又は注入する方法により投与する動物用医薬品をいう。
８　「気管内投与剤」とは、気管内に噴霧し、又は注入する方法により投与する動物用医薬品をいう。
９　「外皮塗布剤」とは、外皮に塗布する方法により投与する動物用医薬品をいう。
10　「外皮散布剤」とは、外皮に散布する方法により投与する動物用医薬品をいう。
11　「外皮噴霧剤」とは、外皮に噴霧する方法により投与する動物用医薬品をいう。
12　「乳房注入剤」とは、乳房内に注入する方法により投与する動物用医薬品をいう。
13　「浸漬剤」とは、容器内において浸漬する方法により投与する動物用医薬品をいう。
14　「耳標剤」とは、耳介に装着する方法により投与する動物用医薬品をいう。
15　「懸垂剤」とは、巣箱内において懸垂する方法により投与する動物用医薬品をいう。
16　「搾乳牛」とは、食用に供するために出荷する乳を泌乳している牛をいう。
17　「産卵鶏」とは、食用に供するために出荷する卵を産卵している鶏をいう。

別表第２（第２条、第４条及び第５条関係）

動物用医薬品	動物用医薬品使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
アンピシリンナトリウム及びクロキサシリンナトリウムを有効成分とする配合剤たる注射剤	牛	１日量として体重１kg当たりアンピシリン６mg（力価）以下及びクロキサシリン６mg（力価）以下の量を静脈内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前３日間又は食用に供するために搾乳する前72時間
アンプロリウム及びエトパベートを有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	鶏（産卵鶏を除く。）	飼料１ｔ当たりアンプロリウム250ｇ以下及びエトパベート16ｇ以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前５日間
イベルメクチン及びプラジクアンテルを有効成分とする配合剤たる強制経口投与剤（プロピレングリコールを含有するもの（これと有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められるものを含む。）を除く。）	馬	１日量として体重１kg当たりイベルメクチン200μg以下及びプラジクアンテル1.0mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前27日間
イベルメクチン及びプラジクアンテルを有効成分とする配合剤たる強制経口投与剤であってプロピレングリコールを含有するもの（これと有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められるものを含む。）	馬	１日量として体重１kg当たりイベルメクチン200μg以下及びプラジクアンテル1.5mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前35日間
アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン及び硫酸フラジオマイシンを有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	豚	飼料１ｔ当たりアルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン230ｇ（力価）以下及び硫酸フラジオマイシン175ｇ（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前10日間
	鶏（産卵鶏を除く。）	飼料１ｔ当たりアルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン184ｇ（力価）以下及び硫酸フラジオマイシン140ｇ（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前５日間
塩酸オキシテトラサイクリン及び硫酸フラジオマイシンを有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	牛（生後６月を超えるものを除く。）	１日量として体重１kg当たり塩酸オキシテトラサイクリン15mg（力価）以下及び硫酸フラジオマイシン10.5mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前５日間
	豚（生後４月を超えるものを除く。）	飼料１ｔ当たり塩酸オキシテトラサイクリン250ｇ（力価）以下及び硫酸フラジオマイシン175ｇ（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前10日間